

期中の評価個表

事業名	民有林直轄治山事業	事業計画期間	昭和42年度～平成18年度
事業実施地区名 (都道府県名)	十津川地区(とつかわ) (奈良県・和歌山県)	事業実施主体	近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所
事業の概要・目的	<p>当地区は、著しく破碎され脆くなった岩盤で占められ、過去、豪雨や大地震により至るところで崩壊が発生し、下流に未曾有の被害を与えてきたことから、奈良県により治山事業が実施されてきた。</p> <p>4万ha余りと広範囲な事業対象区域内に多数の崩壊地が散在しており、緊急性、施工効果等を考慮した治山対策をとるには、大規模で継続的な事業実施が必要なことから、奈良県、十津川村の強い要請を踏まえ、昭和42年度から民有林直轄治山事業として、本事業に着手した。その後、豪雨災害の発生に応じ、事業内容を見直しつつ、現在に至っている。</p> <p>主な事業内容：山腹工 89.70 ha 溪間工 252 基 資材運搬路 1.9 km</p>		
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>本事業の採択当時においては事業評価制度が導入されておらず費用対効果分析を行っていないが、現時点における費用対効果分析結果は以下のとおりである。</p> <p>総費用(C) 24,964,545 千円 総便益(B) 147,594,704 千円 分析結果(B/C) 5.91</p>		
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	<p>当地区は、中央構造線の外帯に位置し、基岩は破碎作用を受け非常に脆いため、崩壊、侵食されやすい。昭和57年、平成5、7年の豪雨により、拡大崩壊、新規崩壊が発生した。</p> <p>近年は、村の基幹産業であった林業が衰退し山林労働者は減少しているが、近年は温泉が脚光を浴び観光産業が発展している。地区内には大規模な発電ダムがあり、電力需要の増大と共にダムの機能保全が重要となっている。</p> <p>保全対象：人家 1,789 戸、国道、県道、林道、発電施設 3 基</p>		
事業の進捗状況	<p>緊急性、効率性を考慮しつつ、溪流荒廃地については、不安定土砂の流出防止及び溪岸侵食の防止を図るため谷止工を整備、山腹崩壊地については、崩壊地の拡大防止及び復旧整備のため土留工の設置、筋工の設置、草・木本類による緑化工を実施している。平成15年度までの事業の進捗率は88%(事業費)の見込みである。</p>		
関連事業の整備状況	<p>本事業対策区域は十津川村のほぼ全域を区域としており、県の砂防事業、治山事業との連携を図るため、毎年砂防調整会議を行うなど事業調整を行い、下流域の保全に努めている。</p>		
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	<p>事業着手から計画的復旧により大規模崩壊地が森林に回復しつつあり、山地災害の防止・土砂流出の抑止・下流の濁水軽減等、効果が発揮されているものの地区内は大規模対策が必要な荒廃地があり、計画的な事業の継続を期待している。 (奈良県)</p> <p>事業地は、日高川の最上流部に位置し、下流の市町村への水源として重要であり、事業の継続実施を要望する。 (和歌山県)</p> <p>上水道の未整備地区が多い当村では、良質の飲料水の確保に治山事業が必要であり、また発電用ダムへの流出土砂が堆積するなどの状況を解決するためにも事業の継続推進を望む。 (十津川村)</p>		
事業コスト縮減等の可能性	<p>山腹工における木材を利用した工法の採用、治山ダムの施工に際し本体と間詰の一体施工による型枠等工事資材の節減等によりコスト縮減を図っている。</p>		
代替案の実現可能性	該当なし		
第三者委員会の意見	下流域の保全、地元の要望等から対象事業を継続することが妥当と考える。		
評価結果及び実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性： 山腹崩壊地及び溪床に堆積する不安定土砂の状況から、放置すれば崩壊地の拡大が懸念され、下流域の保全等保安林機能の発揮のため当該事業の実施が必要である。 ・有効性： 事業の実施により保安林機能の増大が図られること、地元からも保安林機能の発揮が期待されていることから事業の有効性は認められる。 ・効率性： 対策工の計画にあたっては、現地に応じた最も効果的かつ効率的な工種・工法で検討されており、また、事業実施にあたってはコスト縮減に努めていることから、効率性は認められる。 <p>上記～の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえて総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針： 継続</p>		